



## 誓約書及び委任状

- ・就学援助費の請求に関する権限を、児童生徒が在籍する学校長を代理人と定め委任いたします。なお、学校諸費の未納があった場合、上記の学校長への委任に基づき、市が就学援助費を学校長口座に振込し、学校長が学校諸経費に充当することに同意し、一切異議を申し立てません。
- ・就学援助費は支給目的以外のことに使用しません。
- ・就学援助申請書の記載内容に変更が生じた場合は、学校を通じて丹波市教育委員会に速やかに届け出ます。
- ・就学援助費を公正かつ効果的に使用しない場合は、丹波市教育委員会の処置に従います。
- ・就学援助費の支給において、過誤支払が生じた場合は返還請求に応じます。

申請者(保護者)氏名.....(※)

(※)本人が署名(手書き)の場合、押印はいりません。署名(手書き)しない場合、押印してください。

振込金融機関	銀行 信用金庫 農協		本店・支店 出張所	フリガナ 口座名義人
	預金種別	口座番号(右詰め)		口座名義人の生年月日
	普通・当座			年 月 日

- ・上記保護者の本人名義の口座を記入してください。
- ・昨年度以前に就学援助を受けていた場合は、同じ口座を指定してください。
- ・生年月日は、同姓同名者との判別のために登録しますので、必ず記入してください。

※以下、申請者の方は記入しないでください。

校長所見 (該当項目が「イ」の場合のみ、詳細に記入してください)
<hr/>
<span style="margin-right: 150px;">校長</span> <span>印</span>

- ・児童生徒が小学校と中学校ともに就学している場合は、小学校長が所見を記載すること。

審査結果	4月当初認定 ・ 不認定 ・ 途中認定 ( 月 日～)
不認定理由	所得超過により不認定 ・ その他 ( )
認定取消日	
認定取消理由	児童扶養手当(資格喪失・全額停止) ・ 転出 ・ その他 ( )
その他	世帯員数 ( ) 人 / 所得合計 ( )